

# 役員選任規程

(総 則)

第1条 この規程は定款第26条及び組織運営規程第3条の規定に基づいて役員を選任に関する事項を定める。

(役員推薦委員会)

第2条 役員候補者を選出する機関として、役員推薦委員会を置く。

- 2 役員推薦委員は、地区担当理事が推薦した委員を理事会で承認する。
- 3 委員の構成は7名とし、委員の中から委員長を選出する。
- 4 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

(平成元年4月より2年とし役員任期とは異なる)

(役員選出)

第3条 会長、副会長、監事及び理事の推薦候補者は役員推薦委員会が推薦し、委員長が総会に提案し、承認を得なければならない。

他の理事については、会長推薦候補者の意見を尊重し推薦するものとする。

(役員欠員補充)

第4条 理事、監事の欠員補充については、役員推薦委員会の推薦にもとづき理事会で選任し、次期総会で報告しなければならない。

(推薦、候補者名簿)

第5条 役員推薦委員長は、役員候補者を同委員会で協議のうえ、役員候補者名簿を整備し、総会の30日前まで会長に通知するものとする。

(補 則)

第6条 役員推薦委員は会議で知り得た重要事項を退任後においても、みだりに洩らしてはいけない。

第7条 この規程は理事会の議を経なければ変更することができない。

(附 則)

第8条 この規程は昭和63年10月27日制定

平成元年4月1日から施行する。

平成17年7月9日 字句一部修正

平成26年2月12日 字句一部修正

平成27年7月23日 一部修正